

『稲沢おでかけタクシー』制度について

1. 稲沢タクシー株式会社の廃業に伴うおでかけタクシー制度への影響について

令和 8 年 5 月 20 日をもって稲沢タクシー株式会社が廃業し、これに伴い、おでかけタクシー制度における利用可能事業者は 2 社となった。廃業後は利用者が他の 2 事業者へ移行しており、両事業者の利用件数は増加している。

	廃業前（4 月）	廃業後（6 月）	増減
稲沢タクシー株式会社	568 件	—	▲568 件
山下運送株式会社	652 件	809 件	+157 件
名鉄西部交通株式会社	4,466 件	5,265 件	+799 件

2. 稲沢おでかけタクシー制度の見直しについて

（1）見直しの背景と目的

稲沢おでかけタクシーは、高齢者や障がいのある方などの移動を支える制度として、多くの方に利用されている一方で、利用者数の増加やタクシー料金の上昇、利用距離の長距離化により、市の負担額が増加している。また、一部の利用者に利用が集中する傾向も見られることから、制度を将来にわたり安定的に継続するため、制度の見直しを行う。

（2）見直し内容

① 1 回当たりの補助金額に上限を設定

・タクシー料金の 2 分の 1 を補助する仕組みは維持し、1 回当たりの補助額は 1,500 円を上限とする。

② 年間利用回数の上限を設定

・年度内の利用回数が 200 回に達した場合は、翌々月から年度末まで利用を停止する。

（3）適用開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）